

業務部速報

No. 88

発行 16. 5. 30

JR東労組 業務部

申27号

第2回目交渉

タブレット端末 (Joi-Tab) の増配置に関する申し入れ

冒頭、配置に対する基本姿勢を確認

社内外から指摘を受けても、個人だけの責任にしないことを **確認!**

組合
会社

★タブレットの配布は、全社員が正しい使用方法を認識しない限り個人配布・運用すべきではない。
(安全が脅かされる事象が起きてはならない!)

★乗務員が乗務中使用し、乗客等に指摘を受けた場合は教育不足。個人の責任だけではない。

★タブレットを持っている以上乗務中操作し指摘を受けるリスクがある。持たすべきではない。

□乗務中、業務以外で操作する事態が発生しないように使用方法是教育する。

□乗客から指摘を受けた場合、教育不足とし個人の責任に切り縮めた対応しない。

※乗務中にスマホ(携帯)を操作し処分されている事象や通信教育に集中しているあまり、お客さまに迷惑をかけている事象が相次いでいます。タブレットの個人配布目的は「業務革新」に繋がります。しかし、部内外から指摘を受けるリスクも高くなります。よって、業務以外の目的では使用することが適切ではないこと。線路内立ち入りや見張り作業時にカメラ撮影(異常時情報共有システム)に気を取られ、安全が蔑ろにならないように教育や周知をしていくことを確認しました。

解明事項と確認事項

組合

会社

アプリは、各職場でインストールできるか。

□Joiストア内のアプリはインストール出来る。本社が精査する。
□新たな機能(抜本的システム)追加・変更は労使議論。

勤務変更時の指示は、タブレットで行うのか。

□勤務変更時は、電話で本人と確認する(基本)

持ち帰り閲覧等をした場合、勤務時間となるのか。

□管理者の指示があれば、「勤務」となる。
□持ち帰り業務をすることは望ましくない。

紛失した場合や忘れた際、壊れた場合の取扱は。

□紛失した際は、申告して頂ければ代替機を渡す(上限なし)
□紛失時、申告あればリモートコントロールでデータ消去
□忘れた時、申告していただき、代替機を渡す。

異常時にタブレット端末を使用した指揮命令系統は。
業務用携帯とタブレットの使用を一本化すること。

□発生時は、現地責任者が統括する。
□運転再開時は最終的に指令の判断(現行と変わらない)
□見張り作業員は、TABで撮影しない様に徹底する。

充電切れの場合の取扱いと予備機の活用方法は。

□充電を自宅でさせることは強制しない。
□充電切れ対策で、2回分充電できる充電電池を渡す。
□会社、詰所、乗務員室のコンセントは使用できる。

更新した際、自分で書き込んだ部分は残るのか

□更新したら「NEW」となるので、残らない。
□更新頻度を調べ、「更新する周知」を行う

端末の誤動作や誤情報送信に対する責任の所在は。

□誤動作に対しては、申告あれば代替機を配布する。
□誤送信は、送信した側の責任ではない。
□必要だと思って送信していることに責任はない。

情報共有(人身事故)に適さない画像に対しては

□掲載する内容に適さない場合は、指令が削除する。
※誤って送信しても問題にしない。

管理者は個人貸与に際し、業務で使用する項目しか教育しない。(管理者の負担を増やさない)

※e-通教や個別に使用するものは、自己責任で使用する

不明な点は、全て現場長が回答することを基本にする

確認!

本部・本社の交渉の内容を支社に伝え、地本・支社間で具体的な運用の議論をすることを **確認!**

タブレットの適切な取り扱いを前提に、使用の際の課題などの検証運動を強化しよう!!